<b>被署受的</b> 青色	,申告の剤	承認 申言	青書	※整理番号		
	养	内 税	地	〒 電話(	)	_
" and the second		( フ リ ガ	ナ)			
令和 年 月 日	治	去 人 名	等			
	治	と 人 番	号 ナ)			
	f	く ノ ッ ガ 弋 表 者 ほ	· '			
	ſ	大 表 者 作	主 所	Ŧ		
	<u> </u>	事業種				業
税務署		資本金 登				円
自令和 年 月 日	事業年度から	う法人税の申告	書を書色	申告書によって提出	出したいので申請	訂字す.
至令和 年 月 日	7 210 1 201			1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	40,4.	, 5 3, 7 0
1 次に該当するときには、それ		記				
□ 青色申告書の提出の承認 再び青色申告書の提出の承日 日 □ この申請後、青色申告書 る普通法人若しくは協同組 あっては新たに収益事業を 人等に該当することとなっ	恩を取り消され、又 《認を申請する場合 書を最初に提出しよ 員合等にあってはそ ☆開始した日、公共 かた日、又は公共法	は青色申告書は には、その取る うとする事業の設立の日、「 法人に該当し、 法人には以れ	こよる申告 肖しの通知 年度が設立 村国法人て ていた収益	言書の提出をやめる 可を受けた日又は取 平原 で第一期等に該当す である公益法人等若 を事業を行う公益法 でいない公益法	を は は が や が や の に は 、 内 に は 、 内 に は 、 内 に は 、 内 に は 、 大 に は 、 大 に は 、 大 に は 、 た に は 、 に は 、 に は 、 に は 、 に は 、 に は 、 に は 、 に は 、 に は 、 に は 、 に は 、 に は 、 に は 、 に は 、 に は 、 に は に に は に は に は に は に は に は に は に は に は に は に に は に に は に に は に に は に に に に に に に に に に に に に	を提出した 月 日 国法人であい社団等に 当該公益法
人若しくは協同組合等にあ				平月	成・令和 年	月 日
□ 所得税法等の一部を改正 の法人税法(以下「令和2 り連結納税の承認を取り消	2年旧法人税法」と	いいます。) 第	54条の5	第1項(連結納税の 情する場合には、そ	の承認の取消し)	の規定によ
□ 令和2年旧法人税法第4 ち、取消しの基因となった			が生じた日			
			11/11			月日
□ 連結納税の取りやめの遅 る場合には、その承認を受		む連結親法人	事業年度の	)翌事業年度に青色	申告書の提出を 令和 年	しようとす 月 日
□ 令和2年改正法附則第2 青色申告書の提出をしよう					結事業年度の翌事 令和 年	写業年度に 月 日
2 参考事項 (1) 帳簿組織の状況					1	
伝票又は帳簿名		記帳の時期	伝票又	は帳簿名	左の帳簿の形態	記帳の時期
(2) 特別な記帳方法の採用の イ 伝票会計採用 ロ 電子計算機利用 (3) 税理士が関与している場		与度合			'	

番号

入力

備

考

通信

日付印

年 月 日

確認

格 A 4

※税務署

部

決算

期

業種

番号

## 青色申告の承認申請書の記載要領等

- 1 この申請書は、法人が各事業年度における法人税の確定申告書及び中間申告書を青色申告書によって提出することの承認を受けようとする場合に使用してください。
- 2 この申請書は、青色申告書によって申告書を提出しようとする事業年度開始の日の前日までに、納税地の所轄 税務署長に1通(調査課所管法人にあっては2通)提出してください。

なお、その事業年度が次に掲げる事業年度に該当するときは、それぞれ次に定める日までに提出してください。

- (1) 普通法人又は協同組合等の設立の日の属する事業年度…同日以後3月を経過した日と当該事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日
- (2) 公益法人等又は人格のない社団等の新たに収益事業を開始した日の属する事業年度…同日以後3月を経過した日と当該事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日
- (3) 公共法人に該当していた収益事業を行う公益法人等の当該公益法人等に該当することとなった日の属する事業年度…同日以後3月を経過した日と当該事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日
- (4) 公共法人又は収益事業を行っていない公益法人等に該当していた普通法人又は協同組合等の当該普通法 人又は協同組合等に該当することとなった日の属する事業年度…同日以後3月を経過した日と当該事業年 度終了の日とのうちいずれか早い日の前日
- (5) 普通法人若しくは協同組合等の設立の日、公益法人等若しくは人格のない社団等の新たに収益事業を開始した日、公共法人に該当していた収益事業を行う公益法人等の当該公益法人等に該当することとなった日又は公共法人若しくは収益事業を行っていない公益法人等に該当していた普通法人若しくは協同組合等の当該普通法人若しくは協同組合等に該当することとなった日(以下「設立等の日」といいます。)から上記(1)から(4)までに掲げる事業年度終了の日までの期間が3月に満たない場合における当該事業年度の翌事業年度…当該登事等の日以後3月を経過した日と当該翌事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日
  - (注) 外国法人については、法人税法第146条の規定によって提出してください。
- 3 「参考事項」欄は、次により記載してください。
  - (1) 「帳簿組織の状況」欄には、貴法人の伝票から総勘定元帳までの帳簿書類等の種類、形態及び記帳の時期を記載します。なお、「左の帳票の形態」欄には、例えば、「3枚複写伝票」、「大学ノート」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」のように記載し、「記帳の時期」欄には、例えば、「毎日」、「1週間ごと」、「10日ごと」のように記載します。
  - (2) 「特別な記帳方法の採用の有無」欄は、貴法人がイ又はロのいずれかに該当する場合には、該当項目を○ で囲んで表示してください。
  - (3) 「税理士が関与している場合におけるその関与度合」欄は、その関与度合を、例えば「総勘定元帳の記帳から一切の事務」、「伝票整理から一切の事務」のように具体的に記載してください。
  - (4) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
  - (5) 「※」欄は、記載しないでください。

## 4 留意事項

- (1) 青色申告の承認を受けていない内国法人がグループ通算制度の承認を受けた場合には、グループ通算制度 の承認の効力が生じた日において青色申告の承認があったものとみなされますので、この申請書を提出する 必要はありません。
- (2) 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。